

Title	無尽会社必要論
Sub Title	
Author	星野, 半六
Publisher	三田学会
Publication year	1914
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.8, No.3 (1914. 4) ,p.277(23)- 292(38)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140400-0023">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19140400-0023</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

有利に經營せしむるに適するものも少なからざれば此點に於ても又兼業の發達は翼進せらる可し。顧ふに將來に於ける此發達は未だ卒に豫知し難しと雖も、此發達が各企業の組織並に國民經濟の組織に及ぼすの影響は實に學者のみならず一般企業家の大に注意す可き所なる可し。(完)

## 無盡會社必要論

星野 半 六

近來中産者の信用機關特に對人信用機關を完備せねばならぬと云ふ説が盛んで、人格の資本化と云ふ言葉が切りに稱へらるゝ様である、我信用組合の如きは此目的を達せんとして起つたものであるが飽を獨逸のライプアイゼン式信用組合に採り、非營利主義を原則として居るので其理事の如きは殆んど無給で働かねばならぬ、されば信用もあり且つ世話好きで又餘暇のある隠居的人物があれば成功する事もあるが、要するに信用あり手腕ある人間を無給で使ふと云ふのは無理であるから、時としては組合理事の位置を利用せんとする羽織ゴロ的人物の喰物となる事があるのは誠に已むを得ざる次第である、されば政府は營利主義に依る庶民銀行を設立せしめて大に對人信用の發達を期する計畫であるそうだが、今期議會には法案が出なかつたので批評する事は出来ぬが其趣意丈けは頗る結構なる事

と云はねばならぬ、

對人信用を與ふ可しと云ふ説は度々聞くが果して眞の對人信用が與へらるゝかは大なる疑問に屬するのである、余は普通に謂ふ所の對人信用を以て眞の對人信用と認むる事が出來ない、例へば卸商人が小賣商人に商品を與へ之れを賣り上げたる時に代金を貰ふ事を約束するのは對人信用であるかの如く見ゆるけれども、此小賣商人は該商品を賣れば其代金を持つて居る、又賣れぬ間は商品其物を持つて居る、故に卸商人は小賣商人の人物を信用すると云ふよりは寧ろ彼が商品或は其實上代金を所持する事實を信するから掛賣を行ふのである、然らば此の如きは間接の對物信用と云はねばならぬ、又金を貸す場合に抵當物件を徵せずして保證人を立てしむる事實を以て對人信用を與へたと云ふが、之は債務者が辨濟し能はざる時に債權者は保證人が現在に於て所有する資産を以て辨濟を得る事を信するから來るので又間接の對物信用である、又抵當物件を徵せず保證人を請求せざる場合には債務者の資産が其債務を辨濟して餘裕ある事を信するが爲めに信用を與へるので之亦間接の對物信用である、之れを以て觀れば所謂對人信用は只間

接の對物信用に過ぎないので、眞の對人信用とは債務者が現在に於ては無資産でも將來得る所の収入に依つて債務を履行し得との觀念より來たるものでなければならぬ。

## 二

眞の對人信用は慈善的の意味を以てするにあらずんば與へる事が出來ない、例へば手腕ある青年が現在に於ては無一物でも之れに資本を融通してやれば將來成功するであらうと云ふ様な場合に信用を與へんか、若し其人物が蹉跌すれば債權者は元も子も失はねばならぬ、又危険が多いとして利子を多く請求すれば此の如き債務者は到底拂へ得るものでない、然らば債務者は大なる危険を冒した上に安い利子を貰ふと云ふ事になるので、到底營利の目的で行ふ譯にはゆかぬから茲に論ずる價值はない。

若し營利の目的を以て此の如き信用を與へんとせば危険が多い爲めに其利子は頗る高くなければならぬ、例へば行商人が其日の仕入れをなすが爲めに高利貸から朝に一圓の金を借りて夕に一圓二十錢を拂つたとせよ、此の如きは頗る高利で

小さい行商人でもあれば拂ひ得るかも知れぬ、即ち彼等は一圓の資本を一日運轉して一圓の利益を得る位は普通の事であるから、假令二十錢の利子を拂つても殘の八十錢を以て生活する事が出来るのである、乍然二百圓三百圓と纏つた資本に對して五兩一分とか月一割とか云ふ様な利子を拂つては到底仕事は出来るものでない、然らば高利貸は下等社會の金融機關としては甚だ必要であるが中産者には却つて有害であると云はねばならぬ、此の如くんば純粹の對人信用を授受せんとすれば慈善的では債權者が承知せぬ、又營利的では債務者が承知しないから之れは到底行はれないと云ふ事に歸著する、又行はれぬからとて遺憾でもない、何となれば赤手空拳で他人の資本を以て仕事を仕様と云ふのは無理な注文であるからである。

## 三

純粹なる對人信用の授受は絶望であるとするれば次に研究す可きものは保證人附信用である、信用の確實なる事が知れ渡つて居る保證人を提供する事が出来れば兎も角も、然らずして同じ様な人間が何人保證に立つた處で結局同じ事であるか

ら此種の信用の授受も頗る困難である、尤も偶然に保證人の資産状態をよく知つた債權者があつて呉れれば幸福であるが此の如きは到底東京の如き大都會に於て望む事は出来ない、若し保證人を立てたが爲めに幾分かの特典を得様とするれば利子を多少負けて貰ふ位が關の山であらう、尤も此種の信用は何とかして圓滿に授受さるゝ様に仕度いものであるが現今に於ては未だ頗る困難である。

## 四

保證人附信用の授受も甚だ困難であるとするれば次に研究す可きものは擔保附信用即ち純粹の對物信用である、而して之れならば何處へ持つて行つても申分はないが斯く迄にせずとも何とかして信用を受くる工夫はあるまいかと云ふ問題が起る。

之を解決しようとするれば對人信用と對物信用とを折衷するが宜しい、即ち債務に對して不充充分なる擔保を提供し其補充として保證人を立てるのである、無盡講の貸附方法は即ち之れで又金融會社で保證貸附と稱して此の如き方法を探つて居るものもある、左に日本勸業株式會社の貸附條件を掲げて見よう。

保證貸付規定

▲御資格

勤人ならば同じ場所に三年以上勤続する者に限る  
商人其他は三年以上現住所に同一營業を営む者に限る  
(何れも東京市内居住者に限る)

▲金

高 百圓以上千圓まで(勤人は月給の五倍迄とす商人其他は家賃の廿倍迄とす)

▲利息

年一割二分(月一分)

▲利息拂込

毎月約定期日に拂込むこと

御便宜の爲め毎月集金人を差出し申候

▲返済期限

三ヶ年、中途返済は御隨意

▲連帯保證人

東京市内に相當不動産を所有するもの一名以上

▲保證積立金

借主は債務辨済の保證として左表の割合に依り滿三年目に積立元利金が  
借入金と同額となるべきやうに毎月利息の拂込期日に於て左記の金額を  
積立つべきこと

毎月積立金	滿三年目元利金	毎月積立金	滿三年目元利金
金二圓五十錢	一 百 圓	金 五 圓	二 百 圓
金七圓五十錢	三 百 圓	金 十 圓	四 百 圓

金十二圓五十錢	五 百 圓	金 十五 圓	六 百 圓
金十七圓五十錢	七 百 圓	金 二十 圓	八 百 圓
金二十二圓五十錢	九 百 圓	金 二十五 圓	一 千 圓

此利息は約年七分六厘二毛

借主が借入元利金を完済する迄は積立金を返還せざることに中途返済の場  
合には積立金に對し利子を附せず(借主が期限(滿三年目)に借入元利金を完  
済する場合には前表の割合に依り積立元利金を返還すること  
借主が約定期日に積立金の拂込を怠りたるときは滿期に利息を附せざる  
こと

此保證積立金は買入又は讓渡せざることに

▲調査手数料

貸付金額の五分(貸付の際申受く)

▲取引手續

當會社は申込書に依り夫々調査の上諸否を決し御通知可申上候(御取引は  
公正證書)

但し公證費用は總て御本人御負擔のこと

之は保證貸付と稱して居るが債權者の手許に毎月一定の金錢を積立て、且つ之れ  
を買入又は讓渡せざる事を約するのであるから實は擔保を積立てつゝあるので

ある而して此の如くすれば債務者は辨済をなすが爲めに強制貯金を行ふ事となるから彼れにとりても大に有益で、此の如き所謂對人信用は現今大に必要なりと云はねばならぬ。

此方法は賛成としても吾人の大に疑を懐かざるを得ざるものは利息の點である、左に參考の爲めに利息制限法の一部を掲げよう。

## 第二條

契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百圓以下ハ一ケ年ニ付百分ノ二十(二割)百圓以上千圓以下百分ノ十五(一割五分)千圓以上百分ノ十二(一割二分)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

第四條 第二條ニ依リ定限利息ノ外總テ人民相互ノ契約ヲ以テ禮金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルモ總テ裁判上無効ノ者トス

此法律に依れば百圓以上千圓以下の金額に對する利息は一割五分を以て限度とする、前掲會社の利息は一割二分であるから決して高いとは云へぬ様であるが之れを委細に吟味すれば頗る高くなるのである、即ち假りに三箇年間借るとして、利息は年一割二分と云ふが一年の終りに至つて初めて一割二分を拂ふのでなくし

て毎月一分宛拂つて行くのであるから之れに對する利息を見積れば一割三分位に當る、而して毎月の積立金は其會社へ預けて自由に使用させるのであるから元金の一部を辨済しつゝある譯である、即ち一割三分の義務を負つて居る債務を辨済しつゝあるのである、然るに之れに對しては僅かに七分六厘二毛の利息を得るとせば債務者は大なる損失を蒙つて居る、加之ならず手数料五分として之れを三年に割り當つれば一年に一分七厘弱となる、又公正證書の費用も年一分弱の割に當るから之れを合計すれば二割近くとなり遙かに法律の制限を越へて居る、尤も保證貸附では現今之位の利息は已むを得ぬものらしい。

## 五

最近三四年間に於ける無盡會社の發生は實に盛んなるもので、小さい個人事業迄も合計すれば東京丈けで千と云ひ又は二千と稱へられて居る、而して其中で最も大きいものになると百萬圓の資本金を擁し又其最大株主として某親王家を戴いて居る、而して無盡會社も大きくなれば議員を募集して其集めたる金員を贈らせ、る計りでなく前に述べた保證貸附の様な事もする、即ち共榮貯金株式會社の營

業案内には左の如き方法がある。

○積立方法 當會社に毎月金一圓五十錢づつ(十日目毎に金五十錢づつ)滿一ヶ年半積立を爲す時は此積立金が二十七圓になります是に金三圓の利息を附けて合計金三十圓として差上ります

○貸附方法 通常會員で當會社に積立金のある方には何時にても其金高の五倍迄を早速融通致します假令へば一圓の積立金ある方には五圓まで又十圓の積立金ある方には五十圓まで貸し出を爲すのです 但し利息は成規で百圓以下は年二割(元金十圓に付一ヶ月金拾六錢六厘)です

○返金方法 は凡て六ヶ月の月賦で元金十圓に付一ヶ月金一圓五十錢宛(十日目毎に金五十錢づつ)返金すれば元利共完済になります其月賦返済金に對しては完済の時當會社より更に年五分の利息を附て差上ります

尙同一會社の業務規定に左の如き明文がある。

○借受金を爲さんとする會員は當會社所定の借受申込書に記名調印して差出すべきものとする

但相當資格ある二名以上の連帯保證人を要す

○當會社より貸附承諾の通知を受けたる會員は區長の證明ある印鑑を携帯して直接來

社の上其手續を爲す可し

○貸附金に對しては調査手数料として貸附金高の幾分を申受くることあるべし

此方法は強ち無盡とは言へない即ち前の日本勸業株式會社の方法と如何なる相違があるかと云へば其著るしきものは無盡會社の方では一定の金額を積立てたる者に對して貸出すに金融會社の方は貸出の約束をしてから後に積立てしむるのである尤も無盡會社の積立金も僅かに貸出金の五分の一位に過ぎないとすれば殆んど無いと云ふても宜しい斯く考へれば兩種の方法は全く同一とも云ふ事が出来る尤も大藏省や警視廳では此方法を以て銀行條例違反となし説諭を加へたが會社側では之れを信託業だと主張して居るそうである。

此の如き貸付方法は擔保物件を提供し得ざる人々に對しては大に必要であるが只遺憾なるは利息の高い事である即ち右に掲げたる所に依れば二割とあるが之れは毎月幾分宛拂込まねばならぬ又此外に手数料をとられる而して之れを假りに頗る安く見て二分とするも半箇年で元金を返済すれば四分に相當する尙其上に公正證書作製の費用が百圓に付き一圓五十錢位を要する而して之も元金を半

箇年で返済すれば三分に當る斯く計算し來たれば利息は随分高いものとなる、之は年利の話であるが日歩の高い事も驚く可きで五錢以上十錢と稱して居る、而して無盡會社員は七八錢が普通であると云ふから假りに八錢とすれば年利二割九分に當る、又之れが貸す時に割引さるゝのであるから實は三割以上に當るのである、左りとは又驚くに堪へたる次第ではないか。

六

無盡の方法には色々あるが最も普通に行はるゝものを前の共榮貯金株式會社の營業案内から拔萃すれば次の如くである。

○積立方法 一百圓、三百圓、五百圓、一千圓の四種ありまして凡て五十口が一組の定數で三十三ヶ月(滿一千日)間五十回に漸次積立を爲すのです今假に一百圓口の積立を爲すとせば第一回より第三回迄は毎月一回宛第四回目よりは二十日目毎に規定金額表の積立を爲し五十回で終るのです之を合算しますと九十圓になります是に金十圓の利息を附けて金一百圓にして御渡を致します(三百圓以上の積立金は最初第六回迄は毎月一回の積立でありますから約三ヶ年で終了します)

○貸附方法 前記の會員中資金融通の便利を望まるゝ人の爲め便宜上公平なる方法を

以て第一回より貸出を致します其順序は第一回を抽籤とし第二回、第三回は入札となり第四回を抽籤として(以下準之)借受人を定め會社は毎回定額の貸出を致しますけれども借受を爲さるゝには當市内に相當資格ある二名以上の連帯保證人を要します當籤せられた方や御金の入用が無く貸附を受けないで積立て、置かるゝには何名でも終回になれば所定の利子を附して拂戻するのでありますから無理に借受を爲すには及びません

○特別利息 入札の時落札者の切捨たる差金は當籤にて既に借受を爲したる會員と當日の落札者を除き其他の會員一同に一錢も引けなく特別利息として配當致しますから本會員は規定以外の利息を得られます又落札者も自己の切捨たる差金はあなごち損失にはなりません他の人の落札したる時は其差金の配當を受くる事が出来なから云はゞ立替で置たものが後に戻り入りになるのと同様のものですけれども返金を怠りまずと此の配當は受けられませぬ

○返金方法 抽籤又は入札を以て借受を爲したる會員は其貸附を受けられたる次回より回終まで二十日目毎に毎回各規定の返金を爲せば元利済し崩しになるのです前に掲げた印鑑の件及び調査手数料の件は此の貸附方法にも共通である、尙之れに要する借用證書は次の如くである。



一金

但利子

貴社業務規定承認ノ上前記金額正ニ請取連帶借用候ニ付キ左ノ契約ヲ締結ス

第一項 辨濟ノ方法ハ貴社業務規定ニ基キ大正 年 月 日ヨリ 日毎ニ金

貴社ニ持參シ返金積立ヲ爲シテ前記借受金額ノ元利返濟ニ充ツヘキ事

第二項 萬一一同ニテモ第一項契約金額ノ返金積立ヲ怠ル時ハ割賦辨濟ノ契約ヲ取消

シ即時ニ殘金金額ノ御請求相成候共異議ナク其要メニ應スヘキ事

第三項 連帶者中失踪死亡不在又ハ轉居其他如何ナル事故相生シ候共現在者ニ於テ全

部ノ義務ヲ相果シ可申事

第四項 債務不履行ノ場合ニ於テハ遲延利息及ヒ訴訟費用ノ外督促手續並ニ訴訟ノ各

審級毎ニ豫定損害金 圓宛ヲ各段階ニ應シ支拂フヘキ事

右連帶借用證書依テ件如

大正 年 月 日

之れも擔保物件の無い人には頗る便利なる方法であるが三度に一度は之を糶らねばならぬ、而して不眞面目なる人々の間では五百圓の無盡を九十圓で糶つたと

云ふ話もあるが確實なる會社では最低限を設け夫れ以下は無効として居る、而して糶出金が債務者の負擔となるので會社に依りては其十分の三位乃至夫れ以上も會社自身の所得とするから債務者から見れば強ち立替金と云ふ様な都合の宜いものでもない、尙此上に利息を取られるに至つては債務者の負擔は甚だ重いと云はねばならぬ、而して無盡會社に就て債務者負擔の大凡の割合を質問しても曖昧なる答を爲す所を見れば之は餘程高いものと見ゆる。

七

之れを以て觀れば無盡なるものは現今極めて必要であるが只利息の高いのが遺憾である、乍然無盡會社は保證信用を興へるので、特に得態の知れぬ東京人を相手とするに至つては之れに伴ふ危険が甚だ多いから之も亦已むを得ざる次第であらう、又夫れでも高利貸よりは餘程安いと云ふのは無盡金を借りて高利貸を営む者があると云ふ事實を見ても分かる。

無盡金を固定資本として使用しては到底引き合はぬであらうが、之れを流動資本として使用すれば有益なる場合が多いに相違ない、特に商工業も小資本を使用すれば報酬漸増の法則に依りて支配さるゝから高利の金でも結構利用し得るので

ある而して強て利息を安くしようと思ふならば同業組合の保證の如き制度を設け、債務者の信用を確實にする事が必要ではあるまいか、そうすれば利息は自然に下落せざるを得ないのである。

## 八

無盡を個人起業として行へ親戚朋友等を集めて之を催すものもあるが、此の如くしたのでは資本が少ないから只集め得たる金額を貸附ける丈けで到底充分に講員の要求に應ずる事が出来ない、特に掛金の拂込は兎角後れ勝であるとすれば貸附は益々以て困難になつて来る、特に又無盡金を借りた講員が辨濟を怠つた時に親密なる知己であれば嚴重なる催促の出来ない場合も往々ある、特に講元が不徳義なる人間で講金を誤魔化すが如きは屢々聞く所である、故に講元は大資本を有する會社となし、時々營業状態を公表せしめて之れを監督し、且つ其取締役を以て貯蓄銀行に於けるが如く連帶無限の責任を有するものとし、又退任後と雖も數年間は尙其義務を有するものとせば多少改良の實を擧げる事が出来るであらう、吾輩は不幸にして現今に於ては尙無盡會社の必要を認めざるを得ないので、又同時に其嚴重なる監督法の規定されん事を切望するものである。

## 英國の内閣制と大宰相の地位

占部百太郎

英國憲法の特性種々あるが中に其の最も顯著なるは憲法の精髓たる重要なる國家の機關が法文の上に見はされずして不文なる先例、慣例、默會等に依つて運用せらるゝ事は是れなり。故に英國憲法を研究せむとする者、單に國會の法令のみに依頼せむか、到底其の真相を捕捉すること能はざるなり。而して是等の特性中、最も外國の研究者をして奇異の感あらしむるは、内閣制度及び其の内閣を主宰する大宰相の地位に如くものある可からず。

然り、内閣と大宰相とは英國憲法中の最も特色ある點なり。宰相を中心とする内閣は即ち全體の政治機關が依て以て運轉する樞軸なり。然るに、内閣も宰相も兩つながら憲法の上には何等の明文なし。内閣を以て、法律上何等の權力をも有せざる人々の會合なりと做すは固より誤れりと雖も、法律上より云へば宰相も内閣